

随意契約理由

令和8年(2026年)4月1日

契約担当課名	人権政策課
発注担当課名	人権政策課
契約名称	多言語翻訳システムレンタル業務
契約内容	多言語翻訳システムレンタル業務一式
契約締結日	令和8年4月1日
及び契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	コニカミノルタジャパン株式会社 東京都千代田区丸の内2-7-2 JPタワー15階
契約金額	803,000円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>本事業は、外国人市民への窓口対応サービスの向上のため、職員と市民との円滑な対応に必要な翻訳機をレンタルするものである。これまで市民課や庄内・新千里出張所、保険相談課での導入実績があり適切に使用できていること、庁内の複数の窓口で手続きや相談を行う市民に混乱が生じないよう共通の機種を使用する必要があることから、同社との契約が適切であると判断したため随意契約するもの。</p>